

[目的]

- 沖縄県における貸切バスについては、引き続き、物価高騰等の影響を大きく受ける状況にあり、令和7年11月より国の公示運賃基準額（下限額）は7%上昇した。
- 貸切バスの利用促進を図るため、県内の学校、企業、自治会、老人会、子ども会等からの依頼により貸切バスを運行する場合の利用料金の割引額を支援する。

[事業概要]

- (1) 補助対象者 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者で、沖縄県内に本社又は営業所を有する貸切バス事業者
※補助事業者となる場合は、事前に登録事務局（沖縄県バス協会）に申請が必要
- (2) 対象期間 令和8年1月5日～令和9年3月31日の期間中に運行
- (3) 対象事業 県内の団体/個人からの依頼により沖縄県内で貸切バスを運行
※イベントのシャトルバス、宗教活動、県外の企業等からの依頼などは補助対象外
- (4) 支援内容 貸切バスの運賃：1日1回あたり、19,200円/台（定額補助）
バスガイド料金：1日1回あたり、10,000円（定額補助）
※補助金は上限額であって、実際の割引額が補助の対象経費。ただし、割引後の運賃は5,700円を下回らないこと。また、4時間以下の場合、貸切バスの運賃に対する支援は半額とする